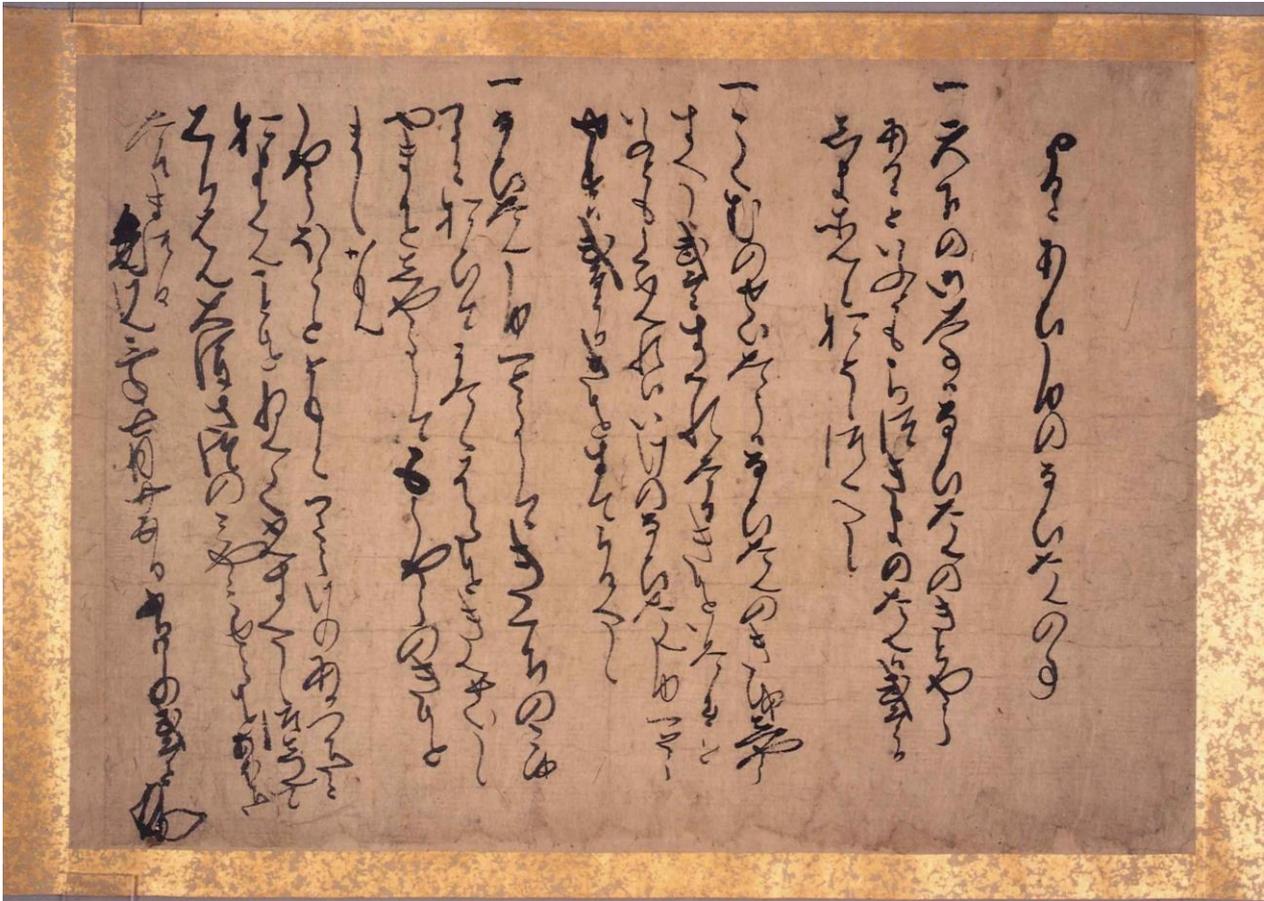


国指定重要文化財<古文書>

指定日 昭和16年7月3日

しほんぼくしよきくちじんじやもんじよ つう
紙本墨書菊池神社文書(41通)

所在地 菊池市隈府 菊池神社



13代菊池武重自筆の起請文^{きしょうもん}、及び旧正観寺文書40通とを併せて、「菊池神社文書」と呼んでいる。旧正観寺文書は正観寺が明治初年廃寺となった際、菊池神社に納められたもので、起請文(菊池家憲)とともに、戦前国宝に指定され、戦後に国指定重要文化財となった。

第1巻 13代武重起請文1通、延元3年(1338)7月25日、「よりあひしゅうのないたんの事」を定め、八幡大菩薩の明証を仰いで、署名血判を押した自筆文書であって、現存する血判では最古のものである。世に「菊池家憲」という名で尊重されている。

第2巻 16代武政、17代武朝、18代兼朝、以下文書13通

第3巻 15代武光、城親賢、以下文書12通

第4巻 室町幕府教書以下15通、足利義満が正観寺に宛てた文書や隈部忠直、大友宗麟らの文書が収められている。